

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額

総計 円

(2) 年度別内訳

(イ) 平成 年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計 円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) 平成 年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計 円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

6. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業が次のいずれに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号イ その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれかに該当するかの区分

〇〇

(ロ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号ロ 内閣総理大臣の認定の有無

有・無

(2) 次に掲げる要件を満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号

イ若しくは第2号イ、第17条の2第1項第1号イ若しくは第2号イ又は第22条の2第1項第1号イ若しくは第2号イに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ロ、第17条の2第1項第2号ロ又は第22条の2第1項第1号ロに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ハ若しくは第2号ロ、第17条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロ又は第22条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロに掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

(ニ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ニ若しくは第2号ハ、第17条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハ又は第22条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハに掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

（添付書類）

以下の書類を添付すること（建築物整備事業を実施する場合に限る。）。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物並びに建築物整備事業区域を表示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を表示した建築物の配置図
- (3) 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図
- (4) 上記6.(2)(ハ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される公共施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ハ)の割合の算定の根拠を記載した書類
- (5) 上記6.(2)(ニ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ニ)の費用の額の算定の根拠を記載した書類

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。